

(第1号様式)

年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地
氏名又は
名称及び代表者氏名
(署名又は記名押印をしてください。)

中高層直結直圧給水事前協議申請書

下記の建築物に直結給水したいので事前協議を申請します。なお、別紙誓約事項については守ります。

記

申請場所	区	
建物概要	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設
	給水装置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設改造 ()
	階 層	<input type="checkbox"/> 階建
	建物形態	<input type="checkbox"/> 集合住宅 () <input type="checkbox"/> 事務所ビル <input type="checkbox"/> その他 ()
メーター 設置位置	<input type="checkbox"/> 地中メーターボックス内 <input type="checkbox"/> 建物内	
分岐口径	配水管口径 φ mm × 取出し(予定)給水管口径 φ mm	
完成時期	年 月 日	
指定給水装置 工事事業者	会社名 電話番号	
添付書類	位置図・平面図・給水計画図・立体図・建物間取図・水道管網図 水理計算書・水圧測定・パイプシャフト内断面図(建物内の場合)	
その他		

誓約事項

- 1 直結給水による下記短所を承知のうえで申請を行っています。
- 2 水道工事や突発的な事故等に伴う一時的な断水及び水圧低下の影響を受けやすいことについて十分認識し、万一支障が生じた場合においても、上下水道部に異議を申し立てしません。また、そのことを使用者等に周知します。
- 3 給水装置は、日ごろより点検し善良な管理に努めます。
- 4 当該建築物の用途変更等、「中高層直結給水に関する指導指針」に規定する実施条件に変更が生じたときは、上下水道部と協議します。
- 5 建築物の譲渡又は賃貸を行うときは、「中高層直結給水に関する指導指針」に定めた事項について、譲渡人又は借受人に通知し、その承諾を得ます。
- 6 建物内メーター
建物内メーターを設置した場合には、「メーター装置の建物内設置に関する要綱第3条、第4条及び第7条」に規定する事項を遵守します。
- 7 敷地内への立ち入り
検針時、検定期間満了水道メーターの取替え時及びその他必要な時に、上下水道部職員、上下水道部委託業者及びその他関係者が建物内へ出入りすることを、使用者等へ周知します。

※ 直結給水の短所

- 1 水を貯留できないので、配水管の断水時等には直ちに給水停止となる。そのため常に水を必要とする建築物には向かない。
- 2 配水管の水圧変動の影響を受けることがあり、吐水量が安定しないことがある。
- 3 配水管能力により、一時的な多量の水使用を制限される場合がある。

申請者 住所又は所在地

氏名又は

名称及び代表者氏名

(署名又は記名押印をしてください。)

(第3号様式)

年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地
氏名又は
名称及び代表者氏名
(署名又は記名押印をしてください。)

中高層直結加圧給水事前協議申請書

下記の建築物に直結加圧給水したいので事前協議を申請します。なお、別紙誓約事項については守ります。

記

申請場所	区	
建物概要	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設
	給水装置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設改造 ()
<input type="checkbox"/> 確定	階 層	<input type="checkbox"/> 階建
<input type="checkbox"/> 未定	建物形態	<input type="checkbox"/> 集合住宅 () <input type="checkbox"/> 事務所ビル <input type="checkbox"/> その他 ()
メーター 設置位置	<input type="checkbox"/> 地中メーターボックス内 <input type="checkbox"/> 建物内	
分岐口径	配水管口径 φ mm × 取出し(予定)給水管口径 φ mm	
完成時期	年 月 日	
指定給水装置 工事事業者	会社名 電話番号	
添付書類	位置図・平面図・給水計画図・立体図・建物間取図・水道管網図 水理計算書・水圧測定・パイプシャフト内断面図 (建物内の場合)	
その他		

誓約事項

1 基本事項

- (1) 停電や故障によりブースターポンプが停止したとき、又はポンプ1次圧低下や配水管維持工事及び漏水時の制限給水によりブースターポンプが停止した場合は、直圧給水栓を使用します。
- (2) 将来の水圧変動や使用量増加により出水不良が発生した場合は、設備等の見直しを行うなど速やかに対応します。
- (3) ブースターポンプ故障等緊急時に備え、修繕連絡先等を明示し、使用者等へ周知します。
- (4) 貯水槽のような貯留機能がないため、配水管工事や漏水等による断減水時には、一時的に水の使用ができなくなることを承諾します。

2 定期点検

ブースターポンプや減圧式逆流防止器の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回定期点検を行うとともに、減圧式逆流防止器定期点検報告書を上下水道部に提出し、必要に応じて保守点検や修繕を速やかに行います。また、使用者ごとに設置する逆流防止装置等の器具についても、適正に保守します。

3 建物内メーター

建物内メーターを設置した場合には、「メーター装置の建物内設置に関する要綱第3条、第4条及び第7条」に規定する事項を遵守します。

4 敷地内への立ち入り

検針時、検定期間満了水道メーターの取替え時及びその他必要な時に、上下水道部職員、上下水道部委託業者及びその他関係者が建物内へ出入りすることを、承諾するとともに使用者等へ周知します。

5 管理者等の変更の届け出

ブースターポンプの設置者・管理者または修繕委託業者を変更するときは、速やかに上下水道部に届け出ます。また、変更後の設置者または管理者に、この設備が条件付きのものであることを知らせます。

6 計画的な断水工事に伴うブースターポンプ操作について

水道工事等の計画的な断水工事におけるブースターポンプの操作については、当方の負担にて責任を持って実施します。また、ブースターポンプの操作に伴うトラブルについては当方が責任を持って対応します。

7 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に知らせ、直結加圧給水に起因する紛争等については、当事者間で解決します。 申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(署名又は記名押印をしてください。)